Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和３年２月１０日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

個人市民税･県民税の申告期限を

令和3年4月15日（木）まで延長します

豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市（豊橋税務署管内の４市）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、十分な申告期間を確保して申告会場の混雑回避を図るため、市民税・県民税申告書の提出期限を令和３年４月 15 日（木）まで延長します。

当初の申告会場は、令和３年２月 16 日（火）から３月 15 日（月）までの開設のため、延長後の３月 16 日（火）からは、各市の市民税担当課の窓口で市民税・県民税の申告を受け付けます。なお、市民税・県民税の申告書は郵送で提出することもできます。希望する方には、申告書を送付しますのでお問い合わせください。

期　間	令和３年２月 16 日（火）から ３月 15 日（月）まで	令和３年３月 16 日（火）から ４月 15 日（木）まで
場　所	各市の申告会場	各市の市民税担当課の窓口

延長後の令和３年３月 16 日（火）以降に申告書を提出された場合には、当初の税額決定通知書に申告内容を反映できない場合がありますのでご了承ください。その場合には、税額変更通知書を送付します。

	税額決定通知書	税額変更通知書
給与特別徴収	５月中旬送付予定	６月中旬以降送付予定
普通徴収、年金特別徴収	６月中旬送付予定	７月中旬以降送付予定

【各市お問合せ先】

豊川市役所　市民税課　0533-89-2129　／　豊橋市役所　市民税課　0532-51-2200
蒲郡市役所　税務課　0533-66-1116　／　田原市役所　税務課　0531-23-3509

所得税の申告相談について【お問合せ先】豊橋税務署 0532-52-6201（自動音声案内２）

国税庁は、所得税の確定申告の期限を令和３年４月 15 日（木）まで延長しますが、４市の申告会場で行う所得税の申告相談は、令和３年３月 15 日（月）で終了します。令和３年３月 16 日（火）以降、所得税の申告相談は、豊橋税務署でお願いします。４月 15 日（木）までは、入場整理券（当日配付または国税庁 LINE アカウントで事前発行）が必要です。

【お問合せ先】　豊川市役所 総務部 市民税課　鈴木・大澤
TEL:0533-89-2129 E メール：shiminzei@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA